

相 続 セ ミ ナ ー

「相続」なんて、まだまだ考えたくない。「相続税」など私には関係ない。

多くの方はこのように考えているかもしれませんが、その日は必ずやってきますし、残された子や孫が穏やかに過ごせるように学んでおくべきことがあるはずです。

不動産の相続登記申請の義務化が令和6年4月1日より施行されました。また、平成27年1月1日から相続税の基礎控除額が大きく減額され、相続税の支払い義務を負う方が増えました。

「相続」を「争族」にしないために、相続財産を減らし、非課税枠を増やすなど、この機会に相続について学んでみませんか？

1 日時 令和8年6月5日(金)10:00～11:30
(質疑応答の時間も設定します。)

2 会場 小笠教育会館 中会議室

3 講師 メットライフ生命保険株式会社

4 参加料 無料

5 定員 20名程度(最少催行人数10名)



6 申込

5月22日(金)までに、下記申込書(書式)により、FAX、電話、郵送、Eメールにて小笠支部まで申し込んでください。

FAX: 0537-24-4071

電話: 0537-24-6385

郵送: 〒436-0017 掛川市杉谷734-4 教職員互助組合小笠支部

E-Mail: ogasa@sizu-kyogo.com

「相続セミナー」参加申込書(退職会員及び他支部会員用)

お名前	ご住所
	〒 電話番号 () —